



29東監発第8号
平成29年6月1日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 伊藤 真一 様

東村山市監査委員 飯田 武夫
同 赤木 盛一
同 駒崎 高行

平成28年度第3回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	経営政策部秘書広報課、企画政策課、行政経営課、財政課、情報政策課、健康福祉部保険年金課
監査の範囲	平成28年4月1日から平成29年2月28日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取組みが着実に実行されているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成29年3月1日から平成29年5月26日まで

実施内容	実施場所	日程
実 査	対象所管課	平成29年4月13日
説明聴取	監 査 室	平成29年5月12日
講 評	監 査 室	平成29年5月26日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

秘書広報課

1 指摘事項

庁用車（市長車）の管理について

庁用車管理運用規程に基づき市長車を管理している。市長車運転業務委託の仕様書において、運転員は、運行日毎に運行日報を作成し、運行前点検表（第3号様式）及び運転日誌（第4号様式）とともに提出することと規定している。しかしながら、運行前点検表及び運転日誌の管理者確認印欄に管理者の押印がなかった。平成27年度第1回定期監査の際にも、同様の不備が見受けられていた。

庁用車管理運用規程及び市長車運転業務委託に基づき適正に管理されたい。

2 意見・要望事項

(1) タブレット端末のセキュリティ対策について

平成28年9月1日より、市公式Facebookページ「たのしむらやま@東村山」が開設され、広報活動の充実とシティプロモーションの促進のため「たのしい・おもしろい」をキーワードにした情報発信を行っている。

開設に伴い、ソーシャルメディア活用基準、公式Facebook運営ポリシーを定め、セキュリティ対策を講じているところであるが、情報発信を取扱う職員に対し、ソーシャルメディア活用上の留意点について研修等を通じて周知されたい。

(2) がんばれ東村山（ふるさと納税）寄附について

ふるさと納税の拡充策として、平成28年9月29日より寄附金の使い道を8つの事業から選択する方法、寄附金額に応じた市ゆかりの特産品の贈呈や、ポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用した、クレジットカード決済による寄附金の納付手続きなどを開始されたことにより、寄附金額、寄附件数も増加している。

今後も関係所管及び市内団体等と連携を行い、他市との差別化を図り、東村山市の魅力をPRし、東村山のファン・応援者を増やされたい。

企画政策課

指摘事項

備品管理及び公印管理について

財務会計システム登録備品は、381品の登録がある。確認したところ、廃棄すべき備品が登録上残されていた物や、健康増進課の管理施設である「サンパルネ」の備品を所属換えの処理を行っていない物が多数見受けられた。

物品管理規則に基づき適正に管理されたい。

また、公印管理については、経営政策部長印を除き使用簿が整備されていない状態であるため、公印規則に基づき適正に管理されたい。

行政経営課

意見・要望事項

東村山市行財政改革の推進について

平成23年度から27年度までの、第4次行財政改革大綱前期5年間で、財政調整基金と特定目的基金の合計残高41億円増、市債残高91億円減という成果を生み出した、その取組みについては高く評価する。

民間活力の導入については、現在検討している課のみならず、広い範囲の検討を進められたい。

財政課

意見・要望事項

時間外勤務の抑制について

時間外勤務時間数を監査の対象所管課で比較したところ、2倍以上多いので、長時間労働の是正に向け、業務の見直し等について検討されたい。

なお、時間外勤務の抑制については、ワーク・ライフバランスの観点からも、職員の心身の健康状態に配慮し、業務分担の平準化や業務改善を行うなど、全庁的に積極的に取組まれたい。

情報政策課

1 指摘事項

(1) 個人情報を取扱う業務の再委託に係る事務処理について

受託者から提出された、再委託の承認願に対する事務処理がなされていなかった。個人情報の取扱いに関する特約条項第13条の規定に基づき適正に処理されたい。

(2) 備品管理及び公金管理について

財務会計システム登録備品は、626品の登録がある。確認したところ、一部に廃棄すべき備品が登録上残されていた物が見受けられた。

平成24年度第1回定期監査の際に廃棄手続きするよう指示した物もあり、何年間も廃棄備品が残された状態は適切ではないため、早急に物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

公金管理は、情報センター施設使用料の領収及び払込みを取扱う。会計事務を確認したところ、3月分の一部に納入金額を誤り、歳入調定を行っていた。その後、誤りに気づき正しく歳入調定をされたが、納入金額の誤りがある事は適切ではない。

内部のチェック体制を含め、公金の取扱いを適正に管理されたい。

2 意見・要望事項

契約書類の不備について

契約書類において、不備が見受けられた。

契約事務規則に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。

保険年金課

1 指摘事項

財務に関する事案の指定協議先について

国・都補助金等における申請及び実績報告書等の起案書について、財政課長の協議がなされていないものが見受けられた。

事案決定規程に基づき適正に行われたい。

2 意見・要望事項

国民健康保険事業特別会計の健全化について

国民健康保険事業特別会計は、平成26年度、平成27年度と2年連続の赤字決算となり、一般会計及び基金からの繰入を行った。

国保会計の健全化を行うため、平成28年度は保険税の改定を行うとともに、データヘルス計画に基づき、ジェネリック医薬品差額通知を送付するなど、支出を抑えるための新規事業に取組まれたことは評価する。

今後、更に国保会計の健全化を進めるためには、国保財政は厳しい現状のため必要以上に支出が出来ないという、市民への意識改革を行うとともに、市民の健康の維持増進と医療費の削減が欠かせない。

市民自らの健康に対する意識を高めるための第一歩は、特定健康診査が始めとなることから、被保険者への特定健康診査への誘導を図られたい。